

こんな日常生活のお悩みはありませんか？



身体・生活機能の低下

理学療法士による3ヶ月間の機能訓練により
買い物や掃除などの生活行為の改善や
地域社会への参加をめざします。

要支援1・2の方、事業対象者の方

- ・ 担当のケアマネジャーがいる方は、利用についてケアマネジャーにご相談ください。(利用にはケアプランへの位置づけが必要です)
- ・ 担当のケアマネジャーがいない方は、お住まいの担当区域の地域包括支援センターにご相談ください。

※ 他の通所型サービス（デイサービス）を利用している場合、両方同時に通うことはできません。



上記以外の65歳以上の方

- ・ お住まいの担当区域の地域包括支援センターにご相談いただき、基本チェックリストの実施によって日常生活に必要な機能が低下していると認められた方は利用対象となります。

※ 基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下しているかどうかを把握するために地域包括支援センターやケアマネジャーが使用する全25項目の質問票です。

※ 要介護1～5の方は対象外です。

いきいき健康トレーニング実施予定日（毎週火曜日）				
10月	7日	14日	21日	28日
11月	4日	11日	18日	25日
12月	2日	9日	16日	23日

合計12回